

令和5年度（2023年度）対面による授業実施のガイドライン

2023.4.27（副学長（教育学生担当）裁定）

新型コロナウイルスが令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが2類感染症相当から5類感染症に移行することに伴い、ガイドラインを以下に定める。

1. 講義室等の収容定員について

授業形態に関わらず、講義室等には収容定員まで収容可とする。

ただし、ディスカッションや会話等を頻繁に行う授業については、会話する学生間の距離を適度に保つこと。

2. 感染防止のための遵守事項について

(1) 講義室等では、換気設備を活用しつつ可能な限り窓を開放して室内の換気を行うこと。

・講義室等の換気量確認のため、適宜CO₂モニターを設置し活用すること。

※ 必要な換気量（一人当たり換気量 30 m³/時）を確保するため、CO₂濃度を概ね1,000ppm以下に維持することが望ましい（令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）。

(2) 授業開始前及び終了後は、アルコール消毒液が設置されている場合、手指消毒を行うこと。

なお、マスクについては、着用を求めないことが基本となっているが、ディスカッションや会話等を行う授業、実験・実習など状況に応じて、各学部・研究科等が着用を推奨することは差し支えない。

3. 代替措置等について

代替措置は原則行わないこととする。ただし、授業担当教員の判断において措置される場合、それを妨げるものではない。